

「大阪府日本万国博覧会記念公園 文化・アート体験学習施設整備運営事業者募集」に関する
質問事項への回答（案）

	質問内容	回答
1	<p>【1 公募の概要（4）求める提案の内容】</p> <p>・文化・アートの創作、発信、アーティストの育成と記載されていますが、ポップカルチャーも含まれますでしょうか。</p>	<p>・ポップカルチャーも含まれます。</p>
2	<p>【関連法令等について】</p> <p>・旧児童文学館は、都市公園法が適用されるでしょうか。その場合、劇場への用途変更は可能でしょうか。</p>	<p>・本件は、募集要項P5に記載のとおり、都市公園法第2条第2項第6号に規定する教養施設（体験学習施設）の整備運営に係る提案を求めているものです。</p> <p>・文化・アートの創作、文化・アートの発信、アーティストの育成のいずれかの機能を有する体験学習施設に該当すれば、劇場として利用することも可能です。</p> <p>・なお、現在、建物の利用用途は「児童文学館」になっており、利用用途を変更する場合は、建築基準法第87条に基づく用途変更の手続きをしていただくこととなります。</p>

※質問内容は、事務局で一部編集している場合があります。